

当院の施設基準・加算について

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に伴い、加算について以下の通り対応いたします。

1. 情報通信機器を用いた診療

オンライン診療時、治療に必要な情報が得られなければ投薬治療は行いません。
またオンライン初診時において向精神薬の処方を行いません。

2. 機能強化加算

当院は「かかりつけ医」としての役割を果たすため、「機能強化加算」を算定しております。
この加算に基づき、以下のサービスを患者様に提供しています。

■健康管理相談

健康診断の結果解釈や日常の健康管理に関するご相談に応じます。

■専門医療連携

症状に応じて、適切な専門医や医療機関をご紹介します。

■総合的な生活支援

医療だけでなく、介護・福祉・保健サービスに関するご相談もお受けします。

■24時間対応

訪問診療を受けている患者様には、夜間・休日も含めて緊急時の問い合わせに対応いたします。

■総合的な薬剤管理

より安全で効果的な治療を行うため、必要に応じて他の医療機関での受診状況や処方薬の確認をさせていただくことがあります。その際は、お薬手帳のご提示にご協力ください。

当院は、これらのサービスを通じて、患者様の総合的な健康管理と医療の質の向上に努めてまいります。ご不明な点やご要望がございましたら、お気軽にスタッフにお申し付けください

3. 地域包括診療料

- 当院では「地域包括加算料」を算定する患者様に「かかりつけ医」として、次のような診療を行います。
- ・予防接種の実施および健康診断の結果に関する相談に応じます。必要な場合は、専門の医療機関をご紹介します。
 - ・保険・介護・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。また、必要に応じて主治医意見書の作成も行います。
 - ・高血圧症や糖尿病などの慢性的な病気の治療と管理を行い、日常生活や相談を承ります。